

広島市告示第189号
令和7年4月1日

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の附則第2条第1項による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西蟹屋プロムナードの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地

株式会社広島東洋カーブ
代表取締役社長 松田 元
広島市南区南蟹屋二丁目3番1号

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで